

令和6年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第6号）

令和6年3月19日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長陳情報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 常任委員長請願報告
 - 追加日程第2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長陳情報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 事務報告
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員（20名）

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 常世田 正 樹 | 2番 | 伊 藤 春 美 |
| 3番 | 菅 谷 道 晴 | 4番 | 戸 村 ひとみ |
| 5番 | 伊 場 哲 也 | 6番 | 崎 山 華 英 |
| 7番 | 永 井 孝 佳 | 8番 | 井 田 孝 |

9番	島田恒	10番	片桐文夫
11番	遠藤保明	12番	林晴道
13番	宮内保	14番	飯嶋正利
15番	宮澤芳雄	16番	伊藤房代
17番	向後悦世	18番	景山岩三郎
19番	木内欽市	20番	松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島茂
教育長	向後依明	秘書広報課長	椎名実
行政改革推進課長	榎澤茂	総務課長	小倉直志
企画政策課長	柴栄男	財政課長	山崎剛成
税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
環境課長	高根浩司	保険年金課長	高野久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	椎名隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤隆	消防長	伊東秀貴
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
監査委員局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（飯嶋正利） 議案第1号から議案第14号までと議案第16号から議案第32号までの31議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しました議案等の審査結果は、配付のとおりでございます。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 配付漏れなしと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（飯嶋正利） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託しました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 片桐文夫 登壇）

○建設経済常任委員長（片桐文夫） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月12日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしましたので、審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和6

年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、議案第6号、令和6年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第7号、令和6年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、議案第8号、令和6年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、議案第22号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、市道路線の認定及び変更についての10議案であります。

まず、議案の審査結果から申し上げます。

当委員会に付託されました10議案については、別紙報告書のとおり、議案第1号は賛成多数で、その他の議案は全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第1号の主な質疑について、要約して申し上げます。

初めに、空き店舗活用事業補助金について、対象の地域と店舗はどの質疑では、対象地域は市内全域で、対象店舗は過去に商業または事務所、事業所として使用されていた建物で、3か月以上事業が行われていない建物との答弁がありました。

また、旭市特産品開発事業の内容と対象者数はどの質疑では、市の新たな魅力を発信するために、市にふさわしい特産品の開発や改良を行う事業者に対し事業費の一部を支援するもので、補助率は対象経費の2分の1以内で限度額は50万円、最長で3会計年度まで申請が可能との答弁がありました。

また、都市計画見直し支援業務委託料2,874万9,000円の事業内容は、また指定道路調査とはどのような調査なのかとの質疑では、令和4年度から令和6年度の継続事業であり、令和6年度の主な業務は指定道路調査、併せて国・県との協議を始めるため、法定協議用の図書の作成や千葉県が県内の各都市計画区域に目標や方針を定める都市計画区域マスタープランの旭地域における原案をつくり始める。なお、指定道路調査とは、建築基準法上の道路の調査で、都市計画区域内においては幅員4メートル未満の道路は家が建築できないが、現状旧3町には狭隘な道路が数多くあり、都市計画区域になる以前から使用している道路で家が建っていたことを証明するための図面作成の作業との答弁がありました。

また、住宅耐震改修補助金200万円と住宅耐震診断補助金8万円の算出根拠は、また能登の震災後に事業の見直しはあったかとの質疑では、住宅耐震改修補助金は100万円が2件の

200万円、補助金の補助率は3分の2で上限は100万円、設計、工事、施工管理を含めた補助金となっている。住宅耐震診断補助金は、耐震診断に関する補助金で、補助金額は4万円が2件の8万円。耐震改修の事業について、能登の地震を受けての見直しはないが、常に重要施策として位置づけているとの答弁がありました。

また、住宅リフォーム補助事業2,500万円の目的と積算根拠はとの質疑では、居住環境の向上や地域経済の活性化対策として実施している。国の補助もあり、積極的に事業を実施している。実施予定件数は125件で、1件当たり20万円で見積もっているとの答弁がありました。

また、道路の舗装や新設、冠水対策の事業について実施する、しないの基準はあるのかとの質疑では、道路改良の事業数は数多くあるが、飯岡海上連絡道三川蛇園線や南堀之内バイパス等は合併時の新市建設計画にのっとり事業を行っている。新設改良事業は、現在主なもので、農高南の歩道新設改良工事等を行っている。その他、区の要望等で重要な路線と思われる場所を計画、実施しているとの答弁がありました。

また、多面的機能発揮促進事業について、目的と活動団体16団体の市内の分布状況はとの質疑では、農業施設の地域資源を保全するための共同活動を推進するため、農家や自治会、子ども会などで構成する活動組織を立ち上げていただき、水路の管理や草刈りを行う団体に支援する事業、現在の活動団体は干潟地域が4団体、海上地域が3団体、飯岡地域が2団体、旭地域が7団体で、全部で16団体との答弁がありました。

また、農林水産業費全体の積算が大幅な減となっている理由はとの質疑では、農林水産業費は、過去においておおむね9億円から12億円の間で推移しているが、市が事業を推進していくものと農業者からの手挙げの事業等がある。昨年度より数的に減少したもので、大きいものは土地改良事業が終了した箇所があるため、また畜産関係の補助の要望が昨年があったものが今回はなかったなど、その他様々な要因があるとの答弁がありました。

次に、議案第6号の主な質疑について申し上げます。

イ・ロ地区の配水管布設替工事で、令和6年度工事分の距離が30メートルと短く、効率が悪いと思われるが、その理由はとの質疑では、排水のボックスカルバート等埋設物があり、それを迂回しての工事となっているためとの答弁がありました。

次に、議案第7号の主な質疑について申し上げます。

他会計補助金の算出方法はとの質疑では、施設の資本費に当たる減価償却費と支払い利息相当分を他会計補助金として一般会計から繰り入れているとの答弁がありました。

以上のとおりでありましたので、報告いたします。

令和6年3月19日、建設経済常任委員長、片桐文夫。

○議長（飯嶋正利） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 島田 恒 登壇）

○文教福祉常任委員長（島田 恒） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、議案第3号、令和6年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第4号、令和6年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、令和6年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、議案第10号、令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第16号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、専決処分の承認についての13議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月13日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

障害児通所支援事業について、障害児相談支援専門員の人数は足りているのか、また対応

の人数を伺うとの質疑では、障害児相談支援を行っている事業所は市内で4事業所あり、相談支援専門員は合わせて10名、相談の実績は190人。事業所により対応頻度は異なり、時期によっては集中することもある。ニーズと相談支援事業所の状況を注視していくとの答弁がありました。

また、育英資金給付事業について、令和6年度の高校生と大学生の見込み人数はとの質疑では、高校生が45人、大学生が75人の合計120人を見込んでいるとの答弁がありました。

また、学校いきいきプラン事業1,060万円について、各学校への配分額と事業内容はとの質疑では、各小・中学校50万円配分しているが、大規模校の中央小学校と第二中学校については80万円。事業内容は、各学校の裁量において、主体的に特色ある教育活動を展開するもので、例えば音楽鑑賞や芸術鑑賞など、情操教育を育むものやサツマイモ栽培体験や稲作体験など、地域の農業や郷土愛を育む事業、そのほか書き初め教室や茶道教室などを行っているとの答弁がありました。

また、小学校スクールカウンセラー配置事業について、令和5年度と同額とのことだが、最近是不登校の児童・生徒が増えている中で問題はないのかとの質疑では、小学校スクールカウンセラーは市では3人分予算計上している。そのほか、令和5年度は県でも11人配置されている。昨年度に文部科学大臣から対策が必要とのことで、緊急対策パッケージを出しており、市でも力を入れていかななくてはならない。今後さらに充実していければと考えているとの答弁がありました。

また、実用英語技能検定料補助金が令和5年度の197万円から200万円に増額した根拠はとの質疑では、令和4年度から3級を1人2回まで受験できるようにしているため、2年生の受験数が増えたことや中学1年生から3年生までの全体人数のうち、これまで19%ぐらいの受験数であったが、5%アップの24%を目指し、合格率60%を目標とし200万円と算出しているとの答弁がありました。

また、地域学校協働活動推進事業について、令和6年度に計画している事業はとの質疑では、市内小・中学校に導入するコミュニティスクールに合わせて、地域学校協働活動の一体的な推進に取り組む予定。小学校20校に地域コーディネーターを配置し、それぞれの学校で地域学校協働活動を進める予定との答弁がありました。

また、地域包括支援センター運営事業について、現在の活動内容と直近の実績はとの質疑では、地域包括支援センターは介護、福祉、保健、医療など、様々な面で支援を行うための総合相談窓口で、市内で担当地域を中央、東部、北部地域と3分割し、三つの委託型の包括

支援センターを配置している。また、高齢者福祉課内に総合調整や後方支援を行う基幹型の包括支援センターがあり、全部で4か所ある。直近1年間の活動実績は、訪問、面談、電話相談など、約1万件を超える件数を取り扱っているとの答弁がありました。

次に、議案第3号の質疑について申し上げます。国保事業の被保険者数の推移を伺う。また、保険料の今後の傾向を伺うとの質疑では、平成30年度は被保険者数が年度平均で2万874人、令和元年度は1万9,982人、令和2年度は1万9,380人、令和3年度は1万8,848人、令和4年度は1万8,028人。保険料については、今後、県では水準を統一化する方向で進んでいるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号と議案第17号は賛成多数で、その他の議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和6年3月19日、文教福祉常任委員長、島田恒。

○議長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎） おはようございます。最終日、大変お疲れさまでございます。

それでは、総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、議案第2号、令和6年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、議案第11号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、議案第27号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第3期中期計画を定めることについて、議案第28号、市の区域

内の字の区域及び名称の変更について、議案第31号、専決処分の承認について、議案第32号、財産の処分についての12議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月14日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長、関係課長等のほか、参考人として地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院職員の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

庁舎管理費のLED照明借上料について、公共施設のLED照明の設置箇所と設置率はその質疑では、市内に260近くある公共施設の中でLED化により効率化が図れると思われる施設は39ある。そのうち、統廃合等が予定されている施設を除いた25施設のLED化を行っており、来年度8施設を行い、合計25施設のLED化が完了するとの答弁がありました。

また、消防費の共同指令センター負担金の大幅増の理由はその質疑では、平成25年度からちば消防共同指令センターで運用が開始されているが、使用機器の老朽化に伴う更新を令和6年度から令和8年度で進めている。令和6年度分の全体更新負担金3,787万7,000円が増額の主な理由との答弁がありました。

また、生涯活躍のまち形成事業1億2,313万7,000円について、指定管理料と建物借上料があるが、その契約の状況を伺う。また、指定管理料の見直しはあるのかとの質疑では、指定管理の契約は、令和3年度から令和8年度までの6年間となっている。建物借上料は、令和4年度から令和33年度までの30年間の契約をしており、債務負担行為を設定している。指定管理料の見直しは、物価の変動、昨今では電気料の高騰等もあったので、そういった部分で見直しを行っているとの答弁がありました。

また、シティプロモーション推進事業1,596万4,000円の事業の目的と内容を伺うとの質疑では、旭市の農畜産物の生産は全国トップクラスであり、観光資源や地域資源等も豊富でありながら認知度が低い現状。そこで、イメージアップキャラクターあさピーの活用や映画やドラマなどの撮影誘致支援を行い、作品を通じて旭市の情報発信を行い、認知度の向上やイメージアップを図るものとの答弁がありました。

また、市民まちづくり活動支援事業178万9,000円の事業内容はとの質疑では、自主的に創意あふれる事業を行う市民団体に対し、補助金を交付するもので、補助金の内容は、スタート支援事業は、設立後2年以内の団体の事業開始時に助成するもので、上限は10万円。ステップアップ支援事業は、団体設立後の活動に対し1年間の上限額を30万円に設定し、5回を

限度として助成を行っているとの答弁がありました。

また、公用車管理費のうち備品購入費1,605万2,000円の内容はとの質疑では、備品購入費のうち事務用備品費は、公用車に乗る際にアルコールチェックするための検知器の購入費。車両購入費は、公用車の購入費で、内訳は電気自動車2台、ハイブリッド車3台の合計5台との答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

物価高騰対策家計応援商品券配付事業の対象者と人数、商品券の配付方法はとの質疑では、住民税非課税世帯と住民税均等割課税世帯は別に支援があるため、その世帯を除いた2万1,000世帯を見込んでいる。配付方法は、おおむね6月から世帯に郵送し、使用期限は7月から12月を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第27号の主な質疑について申し上げます。

CCDプロジェクトについて、これまでの取り組みと今後の展開を伺うとの質疑では、旭中央病院から、旭市と千葉大学病院、ノボノルディスクファーマの3者の協定により旭市CCDプロジェクトとして推進されている。病院として、対応可能な部分について参加協力している。当院からは、医師や管理栄養士が旭市糖尿病対策地域連絡会に参加し、市と医療機関との連携体制などの検討に参加してきた。また、糖尿病発症予防対策の一つとして、ヘルシー弁当の開発に協力し、令和5年9月にイオンタウン旭のみらい広場で販売した。今後も病院として、対応が可能な部分について参加協力していく方針でありますとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、12議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和6年3月19日、総務常任委員会委員長、景山岩三郎。

○議長（飯嶋正利） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

(発言する人なし)

○議長（飯嶋正利） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第1号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

(4番 戸村ひとみ 登壇)

○4番（戸村ひとみ） 戸村ひとみです。

議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算、反対の立場で討論します。

令和6年度の市政をどのように運営、経営していくのかを示す当初予算、私はこの予算編成が市民の生命、財産を守るための編成になっているかを本会議と委員会で質疑しました。その結果、質疑に対する答弁で判明した当局の予算編成のやり方に到底納得することができないので、反対いたします。

令和6年は、元旦の能登半島地震から始まったと言っても過言ではありません。報道で映し出される被災地は、倒壊した家屋の瓦礫が道路を埋め、緊急車両や物資運搬車両の通行をも阻むありさまでした。倒壊住家は、全壊したものが石川県だけで7,716棟、富山県と新潟県を合わせると8,010棟。半壊、一部損壊を含めた合計は8万4,976棟にも及びます。地震発生から日を追うごとに膨れ上がる人的被害、住家被害の報道に、全国の自治体は、能登への支援策とともに自分たちのまちの防災対策の見直しを余儀なくされました。旭市も例外ではありません。現に市長の施政方針では、そのことに触れています。

施政方針、読み上げます。

「本年は、令和6年能登半島地震による災害を教訓に諸情勢の変化等に対応するため、プログラムや指標の見直しなど必要な改定を行い、引き続き災害に強いまちづくりに取り組んでまいります」とあります。

しかし、この方針とは真逆の予算編成が行われていることが判明しました。その最たる例が住宅・建築物耐震化促進事業です。これは、市民が生活する住宅、建築物の耐震化を進めるための補助事業です。今回、令和6年度当初予算では、住宅耐震改修補助金は2戸分、家2戸です。2戸分で1件上限100万円、総額200万円しか取られていません。旧耐震基準の住宅が市内に4,840戸あるというのに、その耐震化補助金は2戸分しか取られていないのです。

では、この市内4,840戸の旧耐震基準とはどのようなものでしょうか。

国土交通省は、阪神・淡路大震災において、死者数の大部分が建物等の倒壊が原因であり、1980年以前の耐震性が不十分な建物に多くの被害が見られたと報告しています。1981年、昭和56年以前とは、新耐震基準以前ということです。新耐震基準が規定された背景は、1978年、昭和53年に発生した宮城県沖地震による建物の甚大な被害です。1995年に阪神・淡路大震災が発生し、2011年に東日本大震災が発生。さらに、2016年には熊本地震、この三つの大震災やそのほかの地震による建物の被害状況などを総合的に鑑みても、新耐震基準の建物は地震に強いという報告がされています。

逆に言えば、旧耐震基準の耐震強度しか有しない建物は、少なくとも40年以上経過しており、法定耐用年数を超過する建物も多い。老朽化による劣化、損傷も重なりますので、大規模な地震度、震度6強から7程度に対して旧耐震基準の建物は倒壊、崩壊する可能性が非常に高くなります。大事なところなので、もう一度読みます。旧耐震基準の建物は、倒壊、崩壊する可能性が非常に高くなります。

そこで、先日の建設経済常任委員会において、東日本大震災で被災した旭市としては、能登半島地震の被害状況を見て、我がまちの防災対策の見直しを当初予算に反映したのかという私の質疑に対して、検討のテーブルにもいれなかったという答弁が返ってきました。つまり、昨年末までに旭市の旧耐震基準の住宅の耐震化補助に2件分の200万円を予算要求していたものを、元旦の能登半島地震後に耐震化をもっと進めていかないと駄目なんじゃないかと議案上程までに金額変更を検討しなかったのかという質疑です。

これに対して、副市長の答弁です。会議録から引用しますので、一言一句変えることなく、紹介いたします。「予算をもっと多くすべきといったようなことでありましたが、担当課というかこの予算編成については、今までの実績の中で2件見ておりますが、実際、市民の皆様から本当にご理解、心配されて、補助金の申請等あれば、これについては打切りではなくて、流用等でしっかり対応させていただきます」。

能登半島地震を受けて、予算の見直しを検討しなかったのかと聞いたのです。それに対して、今までの実績で予算を立てた。能登半島地震で倒壊住家の状況を見て、これは見直さないといい思いもしなかった。市民が本当に心配だったら、自分で言ってくれば流用で対応するよということです。それがご答弁の、「実際、市民の皆様から本当にご理解、心配されて、補助金の申請等あれば、これについては打切りではなくて、流用等でしっかり対応させていただきます」という言葉になりました。施政方針とは全く逆の答弁です。

これが政策と呼べるのでしょうか。心配だったら市民から言ってこい。そうしたら、ほかの予算からでもお金を引っ張ってやるから。これが災害に強いまちづくりの政策なんですか。本来、血税を使うのですから、政策誘導して、市民の生命、財産を守ることが行政の役割、責任ではないですか。しかも、当初予算の審査で流用でしっかり対応するという文言を、市の事務方のトップ、予算編成チームのトップが言うことでしょうか。言語道断。井勘定で予算を立てていましたと言っているようなものです。今までも流用で対応する予算立てをやってきたのかと疑われても仕方がありません。

元旦に能登半島で大地震が起こったのですよ。これ、旭市だったらどうなっちゃうんだろう。旧耐震が4,800戸以上あるんだから、相当な割合で倒壊してしまうのではないだろうか。そういう話合いぐらいしてくださいよということなんですよ、当初予算に向けて。見直しをしてくださいということなんです。

そして、被害想定をしっかり積算して、それに責任を持って当たれる予算編成をするべきだと言っているんです。いいんです、見直しをしてみて、やっぱり能登半島地震前に積算したその2戸と同じだったというんだったら、予算見直しのテーブルにのせたということは評価します。そうではなくて、今までの実績が2戸だったからそのまま2戸でいいと胸張って言うところが問題だと言っているんです。

古い家だからもう直さなくていいよという市民がいる、そういったご答弁もございました。そういった市民がいらしたら、命を守るための必要性を説くのが行政の役割ではないですか。自分のまちの悲しい歴史からも、つい3か月前に起こった大きな犠牲を伴った大震災からも学ぼうとしない。市長、これで施政方針で述べられた、「引き続き災害に強いまちづくりに取り組んでまいります」と胸を張って言えますか。

市長の施政方針と実際の予算編成のやり方に乖離があり過ぎること、そして何より市民の生命と財産を守るという市の責務を忘れた予算編成であることから、令和6年度一般会計予算に反対いたします。

○議長（飯嶋正利） 続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（1番 常世田正樹 登壇）

○1番（常世田正樹） 常世田です。

議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

防災力の強化について、前者よりお話がありましたが、先日行われました私の一般質問に

において、本市の防災力の強化に対する現在の取り組み、また東日本大震災、想定を超える被害、津波による尊い人命の喪失、そういったことを経験し、前明智市長の下、職員の皆様がこの旭市、被災地を一日も早い通常の状態に戻すために全力を傾けてきたことは、この市に住んでいる私はずっと見てきたことであります。なので、防災力の強化、今後も引き続き能登半島地震を受け、さらに市長は力を入れ全力を傾けていくことでしょうか。そのことをまず申し上げたいと思います。

では、先行きが不透明な今般において、令和6年度旭市一般会計予算は、チーム旭でまちづくりの理念の下、市長をはじめとした執行部、職員方の予算編成への真摯な取り組みの姿勢が感じられる内容となっております。また、各事業の内容を見ますと、めり張りの利いた予算編成となるよう配慮されており、市民の皆さんが住み続けたいと思えるまちづくりを実現するために必要な内容となっております。

例えば農業においては、成り手不足の解消に効果的な新規就農総合支援事業をはじめとした、農家の皆さんが安定し持続的な農業経営を行うために必要な各種事業メニューを盛り込んでおります。私は農家ですから、実感しております。

商業においては、商業振興、まちのにぎわい、まちの活性化に有効な事業、中でも空き店舗活用事業補助金を利用して新規に事業を始める方がここ数年でかなり増えていることは、とても喜ばしいことであります。

子育て施策では、包括的な切れ目のない支援を推進しており、新規事業であるファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業は、共働き世帯が多い本市において、とてもありがたい事業です。学校給食費の第1子、第2子の半額免除と第3子以降全額無償化は、子育て世帯の皆さんに大歓迎される事業であり、移住・定住を検討されている方々への魅力的な判断材料となることでしょうか。

障害のある方へのきめ細かい配慮を感じさせる障害児通所支援事業、本市の魅力を全国へ発信し続けているふるさと応援寄附推進事業、近年全国各地で頻発している短時間集中豪雨による冠水被害を解消するための排水整備事業等々、挙げれば切りはありませんが、以上のことから歳入の見通しが不透明な今般において、限られた財源を的確に配分し、未来ある子どもたち、今頑張っている子育て世代をはじめとした、全ての市民の方が住んでよかったと思えるまちづくりを推進している市長の下、職員の皆さんが一丸となって考え抜いた予算であります。

議員各位のご理解並びにご賛同を請う次第であります。

○議長（飯嶋正利） 続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党の旭市議会議員、松木源太郎です。

2024年、令和6年第1回定例会に当たりまして、議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算について反対の討論をいたします。

今年の予算は、暮らしと平和、政治の在り方そのものが問われるような激動する内外情勢の下でつくられ、国会の審議がされています。

第1に、能登半島地震の発生です。政府は、震災対策のため、一旦閣議決定した予算を一部変更するという異例の事態となりました。

第2に、自民党派閥のパーティー券収入をめぐる裏金疑惑で、異例の予算編成。

第3に、国民の暮らしと営業が危機的になっている経済情勢です。昨年、2023年の消費者物価は、1982年以来の41年ぶりの上昇率。実質賃金は21か月間連続で前年同月割れ、暮らしが悲鳴を上げています。

第4に、平和を揺るがす世界情勢です。こうした中で、大軍拡に突き進む岸田内閣です。

このような中、私は一般質問で13年前の大地震と津波を思い出し、危機管理の対応を質問いたしました。現在の市の対応は、大災害が発生した場合に十分に対応できる状況でないことに驚きました。市長の施政方針では、国土強靱化地域計画の最終年度となる東日本大震災の被害を教訓に、平時から大規模自然災害等に備えた地域づくりを推進してきたというのが、津波避難訓練では参加者は610人だったそうです。

私の家は、現在防災行政無線が聞こえず、訓練があるのを忘れていました。携帯電話の通報で気がつきました。このように、全市民に広く広報することさえ十分にできないのが現在の旭市の実情です。防災無線の改修中ですが、費用が多少かかっても文字放送可能な戸別受信機をと提案しましたが、そのままです。17億円もかけて改修して、今まで年200台も聞こえない受信機がある。用を足していないのであります。

さらに、広報あさひは6割の家庭にしか届いていません。月2回発行で年間750万円かけていますが、月に1回で郵便局のポスティングを利用すれば、世帯数2万6,489世帯で1回131万円、年間1,572万円で全世帯に配布できます。このような状態でありますが、私が驚いたのは、危機管理についての部署を設けなければいけないという一般質問をしたらば、担当の課長が何と言ったかという、総務課の防災担当の経験をした人が何年か経験して職場に戻れば、市内にそういう方が増えるから対応できる、こういう答弁をされました。

これが今の旭市の考え方です。

しかし、今、各大学に危機管理部があるように、危機管理というのは経験がある人が一定の部署でいつも監視していなければできないものなんです。そういうことの意味がまるっきり旭市の市役所にないわけです。

次の問題に移りますけれども、出産祝金の第1子からの支給、未就学児の国保均等割無料化など子育てしやすい市にするための施設が大変遅れています。人口減少の激しい自治体では、子どもを安心して育てられる環境をつくることです。市のストップ少子化大作戦は、メリットがほとんどない政策ではないでしょうか。第1子、第2子の給食費が値上げ後の価格の半分を無償化しました。旭市において、給食について大変関心が高まっています。年度途中でも全面的な無償化が必要ではないでしょうか。

干潟地域の小学校の統合問題は、大変厳しい問題を抱えました。昨日、3回目の代表者会議が古城小学校で開催されましたが、統合の小学校を決定する会議で、市長が「古城小学校に決定している」と取られる発言をして、北部中学校が小中一貫校の考えもあるような発言をされ、会議が混乱しました。市の責任者は、挨拶するとしても丁寧な発言が必要と感じました。そうでなければ、会議の最後まで参加してください。学校再編事業はこれからが本番で、今後何年にもわたって住民の皆さんの意見を聞いて実施される事業です。担当課の親切で慎重な対応が必要と感じました。

その他いろいろ言いたいことありますけれども、一つだけ聞きたいのは、畜産環境フレッシュ事業、これはもう3年か4年続いていますけれども、臭いの解消ができません。私は、畜産の臭いでもって大変困っている方の相談に乗りましたけれども、結局臭いは消えないわけです。都会からの移住者を呼ぶということをおっしゃってありますが、本当に呼べるんですか。

遠くから来た人は、旭市に着くとふん尿の臭いがすると言います。こういうところをまず直さなければ、移住者を呼ぶ、今でも来ている人はいるでしょうけれども、そういう問題ではないと思うんです。畜産や農業を振興する、大事です。これをやりながら、市は責任を持ってそういう問題を解決していく、これこそ市政の役割ではないですか。

当市は、通常の行政事務については、少しずつですが着実に各種事業をこなしてきましたが、住民のあれこれの要望に対して、その意のあるところを酌み取って市民に奉仕する事業がどうも不得手です。そのように感じてしまいます。住民の皆さんの市に対するご要求はとても大切です。この点をしっかりと踏まえた行政を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 以上で議案第1号について、通告による討論は終わりました。

会議は途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時15分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き討論を行います。

続いて、議案第2号から議案第14号までと議案第16号から議案第23号までの討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第24号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 議案第24号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

私は、議案について最終的に調べていたら、この24号の内容がどうも理解できなかったわけです。この議案は、市の公園の管理を指定管理制度にするということです。指定管理制度にしたのは社会体育施設があります、12の施設。それがどのようになっているかということ聞いてみますと、利用者が増えましたということだけです。そういうような形の指定管理制度、市の職員が結局いなくなったわけですね。そういうような制度をどうして導入するのかということは今でも疑問に思っています。ですから、公園の管理が本当に指定管理制度でもって運営できるものなのか。

この事業化には大変疑念がありますので、反対いたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 以上で、議案第24号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第25号について討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第26号について、討論の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

(20番 松木源太郎 登壇)

○20番(松木源太郎) 議案第26号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更についてであります。

この議案は、養護老人ホームと特別養護老人ホーム、ぴあハウスを廃止する議案であります。

ぴあハウスは、西足洗のところにある施設ですけれども、これは除きますけれども、養護老人ホームは入居していた方を周辺の養護老人ホームに移転していただき、廃止するとの報告であります。旭市の市民では、今でも19の方が旭中央病院の中の養護老人ホームでなく、周辺の養護老人ホームに入居をされているそうです。地元でなく遠いところのホームに入居されていることとなります。旭中央病院は、急性期の病院で、福祉の事業はやらないという意思表示でしょう。残念です。

介護保険の特別養護老人ホームも同じ扱いを受けました。これはイオンの南に新しい福祉法人の80床の特別養護老人ホームができるそうであります。民間がやればよいということでしょう。しかし、この議案につきましては、もう去年の7月に閉鎖したそうですけれども、その1年前からもう職員はほかに移転し、入っている方は二つの施設ともいなかったんです。では、本当にこの福祉施設が旭中央病院の中に必要でなかったのかということをごのぐらい市と中央病院が話し合ったか。私の知る限りでは、評価委員会と話し合った、そういう記録はありますが、これも1年近く前です。

それで、第2期中期計画でも、中期目標でもこういう問題は掲げられておりません。しかし、第1期中期計画では、養護老人ホームや特別養護老人ホームをこれからやっていくし、何かあった場合には建て直す、更新するということが書いてありました。いつからこういうふうになったのか。本当に残念です。

言わせていただければ、前にもお話ししましたが、諸橋院長と話したことがありまして、諸橋院長が、シルバーケアセンターというのが今ありますが、介護保険ができる11年前に造られました。お年を取った方が退院しても、日常生活するまでの間、そこで暮らして出ていくという施設を造った。私は、諸橋院長にそういうものは要らないんじゃないですかということをおっしゃれば、いやこれが必要なんだと言われて、なるほど、それを建ててから11年後に介護保険制度が始まりまして、今では介護保険制度はここから始まったと言われる

ぐらいに貴重なものであります。

しかし、今の旭中央病院の考え方ですと、ケアハウスもシルバーケアセンターもない。将来的にそういう方向に今向いているということで、非常に残念です。しかし、これをちゃんとこういう方向で行ってくれと示すのが設置団体の旭市のやり方、考え方ではないかと思えます。

長くなりますけれども、このことを皆さん方もぜひ覚えておいていただきたいということで、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 以上で、議案第26号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第27号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 議案第27号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第3期中期計画を定めることについて、反対の討論をさせていただきます。

この地方独立行政法人は、旭市の年間の地方交付税約90億円の30%、22億円を旭市が毎年支出しています。第2号議案でありました、旭市病院事業債管理特別会計で、長期の債務、借金、融資ですね、の管理を旭市がしています。その現在高は174億円であります。長期の借金は、旭市が管理しているわけです。短期の借金、債権は独立行政法人が独自に借入します。第2期は30億円でしたが、第3期は60億円に増額します。

私は、12月に議決した中期目標並びにこの中期計画とも、地方独立行政法人の在り方を問いたいというふうに考えております。設置団体の旭市は、私の知る限り、平成17年から法に基づく方法で事業を進めてきましたが、地方独立法人の評価をする評価委員会の会議を公開してこなかったと思われまます。評価委員会の会議の告示文書は、市の掲示板にだけ貼られるだけで、市のホームページには載せておりません。つまり、いつ会議が開かれ、何が議論されたかは、後日ホームページに掲載されて、つまり関係者以外は事前には分からない。こんな運営でされておりました。

第3期計画については、どんなことを私は反対するかといいますと、旭中央病院は70周年記念誌にも書いたとおり、地域住民の健康を自らの手で守り、国の皆保険制度実現に協力するため、当時の旭町ほか8か町村、つまり現在の旭市の地域ですけれども、1953年、昭和28年に開設しました。つまり、地域の人々が自分たちの病院を造ったんです。大きくなった、

有名になったと云って、地域住民の病院であります。この点を外れた対応はありません。したがって、今の旭市の住民、つまり旭市の病院です。

この点から考察しますと、地元旭市に対する対応がとても少ないのが、目標であり、計画です。旭市に小児科医院が少ない、産婦人科が1件もないなど、医療の問題で困った事情がありますが、これらの問題とともに24時間救急対応はありがたいが、5,500円も請求されたなど、医療費の支払いの不満も出ています。これらの問題を正しく解決する責任が旭中央病院と旭市にあることを指摘して、反対討論としたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 以上で、議案第27号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第28号から議案第31号までの討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第32号について、討論の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（4番 戸村ひとみ 登壇）

○4番（戸村ひとみ） 令和6年旭市議会第1回定例会が開会して10日もたった3月8日に、追加議案として慌ただしく上程、当日の質疑となった議案第32号に反対の立場で討論します。

まず、この契約案件は、ばたばたと上程するところから非常に疑義があります。全く計画性がない。いや、ある意味別の計画性を疑う案件です。

以下、反対の根拠を述べます。

まず、予定価格6,900万円、仮契約売却価格8,901万円もの市民の財産を売り払おうというのに、追加議案で出してくることから大問題です。しかも、この予定価格決めの根拠を質疑したところ、平成26年の隣接した土地売買価格を参考にしたという答弁。平成26年は西暦2014年、東北と共に旭市も大変な被害を被った東日本大震災から3年がたとうとしている頃です。2,147坪の市民の財産を予定価格、坪単価3万2,000円で、2014年の坪単価を参考にして売り払おうとする。そして、実際に入札で落とされた価格は坪単価にして4万1,000円。

現在、その土地の近隣は、低く見積もって坪単価8万円とも10万円とも言われていると宅地建物取引業仲間から聞きました。そこで、2,147坪のこの価格の積算根拠として、不動産鑑定の内容を質疑しても、不動産鑑定士との約束で内容は極秘ということで、議会にも開示しない。これでは、価格の妥当性をどのように議員は審査すればいいのでしょうか。

もう一つの疑義について説明します。

旭市は、令和4年度から令和7年度まで予算を取って、都市計画の見直しをします。来年度、令和6年度は、都市計画総務事務費に3,000万円弱をかけて、都市計画見直し業務をコンサルに委託します。行政改革推進課は、2,000坪もの市民の財産を売り払うのに、旭市の都市計画と全くリンクしていないことが判明しました。この2,000坪超えが一個人に売り払われるからです。札を入れたのは3者。落札しなかったほかの2者も個人だという答弁がありました。その後訂正があり、2者とも法人だということでした。

この土地をどのように開発してほしいか説明しましたかの質疑にはノー、していません。土地転がしの可能性を避けるために、買戻し特約をつけて解除権を留保しないのかと聞いたところ、こちらもノー、つけていません。2,000坪超えを一個人に売り払って、その土地がどのように使われようが関心すらない。つまり、一個人が広いお庭つきの大豪邸を建てようが、そのまましばらく所有しておいて値上がりを待って売ってしまおうが全く関心がない。

都市計画を本当に考えるのなら、2,147坪の土地にきれいに区画された住宅を何戸建てたら何世帯の流入が見込めるか。そういう開発をしてくれる事業者を選ぶべきではなかったですか。貴重な市民の財産が、その地域では考えられない安価な売値で一個人の手に渡ってしまう。これを議員として看過することは到底できません。

さらに、この仮契約を絶対に本契約にはしてはいけない理由を述べます。こちら、本会議場での質疑の答弁に対しての議事録から一語一句、こちらも拾わせていただきました。

「なぜ事業に関して制限が設けられなかったのかというところでございますが、第1種住居地域という網がかかっているというところで、市としても住宅として開発してもらうのが一番いいんだろうなというふうには考えておりますが、公売の中で、申し訳ありません、そういう条件がつけられなかったのは反省しなければいけない点かなと思います」。

反省しなければいけない点がある契約で、市民の財産を渡すわけにはいきません。市長の土地なら、私、何も口は出しません。大失敗して大損されようが、あるいは大もうけをされようが、これは全く一議員として口を出すことではございません。ただ、これは市民の土地です。市民の財産です。この反省しなければならぬ点をはらんだ契約を認めてしまえば、議員の良識を疑われることになるでしょう。私は、この反省しなければいけない点が悪い結果とならないよう、この土地契約に関しては今後も追跡していきます。

旭市議会は、こういう悪い例を決して認めてはいけません。市民の方から私はよく耳にするのですが、旭市は議会が何も反対しないからと言われる。反対することがいいとは言いません。せめて、議論をしてほしいのです。市が出したことに疑義をただすべきだと言ってい

るのです。議会は、言論の府と言われています。市民の負託を得ているわけです。市民を代表して議場で言論で闘うべきです。長いものに巻かれる議会を市民は望んではいません。

安芸高田市、今、日本全国からこの安芸高田市の市長と議会が大注目をされています。市長と議会が言論の府で闘っているからです。大方の国民が市長側に賛同し、議員はとんちんかんと思われながらも持論を述べて闘っています。結果、安芸高田市はとても有名になって、議会のユーチューブの収入ですね、全国1位になりました。市民と議員が脚本を書いた劇場かと思うほど面白いです。その結果、安芸高田市は本当に知らない人がいないぐらいのまちなりになりました。

議員の議論の内容のよしあしは置いておいても、安芸高田市の議会は議員の役割をしっかり果たしている議会だと言えらると思います。議員の皆さん、ぜひともこの追加議案に対して良識のあるご判断を示していただけることを期待いたしまして、反対討論とします。

○議長（飯嶋正利） 続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 議案第32号、財産の処分について反対討論させていただきます。

私は、本年の1月半ばに官公庁オークションというのを見つけまして、それでこの土地が6,900万円で売りに出されていることを知りました。令和5年の予算書に約9,000万円の土地購入の丸がありましたので、これに該当するのではないかと調べて注視していましたが、最初の2月5日までの間には落札者が出なくて、それで3月近くになって落札が出たようであります。

この問題が追加議案で出たときに、どうして神西の市営住宅をこんなに安く売ってしまうんだろうということを考えまして、それで調べてきたんですけれども、中身が分からない。常任委員会を拝聴している中でなるほどなと思って、あまりにも安過ぎるのではないかと思います。私も4年前に今住んでいるところの土地を購入しましたがけれども、あの土地で坪約11万円、つまり確かに駅に近くて中心街ですけれども、それがあの神西の住宅が4万円台ではとてもじゃないけれどもおかしいだろうと思いましたので、反対討論の通告をしたわけです。

先ほど、戸村議員から詳しい内容が出ましたから、それにお任せして、ぜひこの土地は売らないで、市が持っている必要があるかなというふうに感じます。その点踏まえて、皆さん方もぜひ反対していただくことをお願いして、私の討論とさせていただきます。

○議長（飯嶋正利） 以上で、議案第32号について、通告による討論は終わりました。

これより、議案第1号から議案第14号までと議案第16号から議案第32号までの31議案について採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和6年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、令和6年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、令和6年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、令和6年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、令和6年度旭市水道事業会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、令和6年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、令和6年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案の

とおりに決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第3期中期計画を定めることについて、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、市道路線の認定及び変更について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

議案第31号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

議案第32号、財産の処分について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここでおはかりいたします。令和5年第4回定例会で建設経済常任委員会へ付託し、閉会中の継続審査となっておりました請願第4号の審査結果報告書が本日提出されましたので、この後請願第4号について、常任委員長請願報告及び質疑、討論、採決を本日の日程に追加したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号について、常任委員長請願報告及び質疑、討論、採決を本日の日程に追加するに決しました。

◎追加日程第1 常任委員長請願報告

○議長(飯嶋正利) 追加日程第1、常任委員長請願報告。

これより建設経済常任委員長に付託いたしました請願審査の経過と結果について常任委員

長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、片桐文夫議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 片桐文夫 登壇)

○建設経済常任委員長(片桐文夫) 建設経済常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

昨年12月4日の本会議において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第4号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、2月16日午後2時より議会委員会室で審査を行いました。

審査の中で、インターネット通販による犯罪やマルチ被害など増加しており、早期の法整備が必要との意見がありました。

審査では、別紙報告書のとおり、全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和6年3月19日、建設経済常任委員長、片桐文夫。

○議長(飯嶋正利) 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

◎追加日程第2 質疑、討論、採決

○議長(飯嶋正利) 追加日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第4号の委員長の報告に対し質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第4号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、請願第4号は採択と決しました。

◎日程第3 常任委員長陳情報告

○議長(飯嶋正利) 日程第3、常任委員長陳情報告。

これより、文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 島田 恒 登壇)

○文教福祉常任委員長(島田 恒) 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第1号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月13日、付託議案の審査終了後、審査を行いました。

審査の中で、国の問題ではあるが、年金制度における外国人への脱退一時金について不公平感がある等の意見がありました。

審査では別紙報告書のとおり、賛成多数で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和6年3月19日、文教福祉常任委員長、島田恒。

○議長(飯嶋正利) 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長(飯嶋正利) 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号の委員長の報告に対し質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

陳情第1号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 1時 0分

○議長(飯嶋正利) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出された発議案は、発議第1号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書の提出について、発議第2号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出についての2発議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) 配付漏れなしと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長長の報告を求めます。

委員長、林晴道議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 林 晴道 登壇)

○議会運営委員長(林 晴道) 皆様、お疲れさまでございます。

先ほどの休憩中に議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書の提出について。それから、発議第2号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について。この2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

配付をしてございます令和6年旭市議会第1回定例会議事日程(その3)、本日3月19日火曜日であります。この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上、追加日程の協議について報告を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長(飯嶋正利) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号、発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長(飯嶋正利) 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号、発議第2号の2発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（飯嶋正利） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、建設経済常任委員会委員長、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 片桐文夫 登壇）

○建設経済常任委員長（片桐文夫） それでは、発議第1号について提案理由を申し上げます。

発議第1号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

特定商取引法（以下「特商法」という。）の平成28年改正の際、いわゆる5年後見直しが定められた。令和4年12月に同改正法の施行から5年の経過を迎えた。

令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は85.2万件でここ15年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の54.7%にのぼる。そして、65歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が14.4%、電話勧誘販売の割合が8.1%であり、65歳未満の割合の2倍を超えている。さらに、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めている。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。また、インターネット通販に関する相談が世代全体の27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。

この他、マルチ取引は、20歳代において高い比率を占めており、令和4年4月の成年年齢の引き下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。これらの被害に対処するために、国に対し、次のような特定商取引法の改正を行うよう要望する。

1. 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には、勧誘してはならない制度とすること、及び事業者の登録制を導入すること。

2. SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制・クーリングオフ等を認めること、及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。

3. 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること、及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）宛て、でございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（飯嶋正利） 続いて、発議第2号について、文教福祉常任委員会委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 島田 恒 登壇）

○文教福祉常任委員長（島田 恒） それでは、発議第2号について、提案理由を申し上げます。

発議第2号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。同時に年金受給資格を喪失するため、将来的には無年金や低年金になります。年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要ですが、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となる可能性があります。

また、同制度は再入国を妨げていないため、のちに我が国で再度就労することができます。

入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。

日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。

無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。脱退一時金を請求した方は日本に再入国しない前提であるという制度の趣旨に立ち返り、地方財政を圧迫しないよう制度の是正を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、出入国在留管理庁長官宛て、でございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（飯嶋正利） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号の2発議案を議題といたします。

発議第1号、発議第2号について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書の提出について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について採決いたします。

発議第2号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 事務報告

○議長（飯嶋正利） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 小倉直志 登壇）

○総務課長（小倉直志） それでは、篤志寄附を受納しておりますのでご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

一つ、グローブ45個を、大谷翔平様より、1月10日受納いたしました。

一つ、スカットボール2セット及び公式ワナゲ3セットを、旭市古城地区社会福祉協議会様より、1月31日受納いたしました。

一つ、ワイヤレスアンプ、チューナー及びマイク一式を、平野鐵三郎様より、3月11日受納いたしました。

一つ、バスケットボール6個ほか学校用備品一式を、平野鐵三郎様より、3月11日受納いたしました。

一つ、テント1張ほか学校用備品一式を、干潟ライオンズクラブ様より、3月12日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（飯嶋正利） 事務報告は終わりました。

◎日程第6 閉 会

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて令和6年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 飯 嶋 正 利

議 員 伊 場 哲 也

議 員 崎 山 華 英